

第4回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成27年7月30日（木）

14時30分～17時30分

場所：逗子市役所5階 第6会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明。また、新たにメンバーとして出席する方の紹介。資料説明及び進行説明。8月の逗子海水浴場の海の家の営業時間と音楽について、本日の議論を経て、市長が決定することを再度説明。

2 議題

(1) 海の家の音楽及び営業時間の試行的実施の検証・評価について

- 今回の検討会での議論を経て、8月の逗子海水浴場の海の家の営業時間と音楽について市長が最終的に決定をする。検討会はあくまで意見や議論をする場であり、方針を決定する場でないため、その点に留意してもらいたい。（座長）
- ◆ 座長から事務局に資料1（平成27年度海水浴場状況資料（6月26日から7月28日時点））の説明をするよう指示した。
- 来場客概数やマナーアップ警備員による注意件数、苦情件数は微増しているが、ほぼ同数と言え、消防出動件数も0件で警察通報件数も4件の減少となり、前年とほぼ同様であると考えられる。また、逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）のルール違反による処分件数は2件となっている。（事務局）
- 7月の合同パトロールについては多くの方に参加していただき感謝するとともに、8月も継続して行う予定のため、ご協力をお願いしたい。（事務局）
- 逗子市観光協会による逗子海水浴場活性化イベントについても多くの方にご来場いただいた。（事務局）
- ◆ 座長から事務局に資料2（「8月の逗子海水浴場について～海水浴場に関する意見交換会～」概要）の説明をするよう指示。
- 市への要望として条例の周知徹底、合同パトロールの継続、逗子ビーチスプラッシュウォーターパークの安全確保、逗子海水浴場活性化イベントでの騒音等の対応等が挙げられた。（事務局）
- 海岸組合に対しての問題の提起として一部の海の家の音量、閉店時間を守っていないように見える海の家、建設中の海の家内での飲酒、海の家の犬の連れ込み等が挙げられた。（事務局）

- 海岸組合への要望として、海の家閉店状況の表示、出店者証の提示の徹底、海を家の飲み放題の中止、ルール違反処分等の情報公開・情報発信、ファミリー層への転換及びPR強化等が挙げられている。(事務局)
- 海を家の営業時間についての意見について、市に対しては慎重に判断するよう要望があったことや昨年同様に戻してほしいという意見や土日とお盆あたりは20時でもいいのではないかとといった意見が挙げられている。(事務局)
- 出店者証の掲示について最終的に全体のチェックが出来ていなかったことを市からお詫び申し上げる。また、条例の周知・強化策については若者世代に訴えかけるツールであるホームページやツイッター、フェイスブック等を活用し、「日本一厳しい条例」を強くアピールしていきたい。(事務局)
- ◆ 座長から逗子市新宿自治会に資料3(海岸環境調査結果報告及び近隣住民からの連絡)の説明をするよう指示。
- 19・20日は騒音計を用いた調査、26日は巡回者の感知調査を行った。音量については134号線から音が漏れていないため、概ね良好と思われる。ただ、東浜については海を家の前から計測した際に他の箇所より大きい数値が計測され、調査員が近付くと慌てて音を消すなどの行動をしており、今後エスカレートが懸念される。スピーカーを選定したことが良い結果を与えているように見受けられたものの、基準の再チェックが必要だと思われる。
- 閉店時間に関しては閉店後も注文を受けているように見受けられるところも多く、確実に守られていることを表示しているようにしてもらいたい。また、閉店での対応が統一されていた方がわかりやすい。また、閉店後スタッフが海の家を利用している事は理解できるが、営業中か否か不明確になるのは懸念材料の一つである。さらに終了間際でもバーベキューの注文を受けているところなどがあった。閉店までの手順や基準も明確化すべき。
- 出店証の表示についてほとんどの店舗は掲示していたが、保健所の許可書と一緒に掲示するなど、わかりやすい所に行っている店舗は少なかった。外に出したが雨に濡れてダメになってしまったなどの声も聞こえたため、わかりやすい所に掲示してもらえば耐久性などの考慮が必要と思われる。
- お盆期間にも測定を行い、自治会としてチェックをしている姿勢を出していく。本来は逗子市だが、出店者証の件があるため信用ならない。認識不足の海の家・客への周知不足が改善されなければ、営業時間の緩和は認められない。ルールの徹底が試行的実施の前提と考えている。
- 西浜の11号通路に車止めがされていない。
- ◆ 座長から海岸組合に資料4(海岸組合の取り組み)の説明をするよう指示。
- 7月いっぱい営業時間の延長させていただき感謝する。出店者証については認識不足があり、ルールの周知徹底できなかったことについて、謝罪する。指摘を受けてから、すぐに対応を行った。今後もルールを周知徹底していく。(海岸組合)

- 今後の取り組みとして、浜での飲酒を防止するためのPOPの設置、飲み放題の今後の販売一部中止、入れ墨・タトゥーを露出している店内利用者に対しての声掛けの徹底、音響装置の再確認・計測器を用いての確認体制の確立、閉店時の表示の明確化及び必要のない照明の消灯、週末のシンボルロード等のゴミ拾いの継続、帰り客への住宅街配慮の声掛け、ファミリービーチ層を意識したPRの徹底を行っていく予定である。以上のことをしっかりと行っていくため、引き続き20時までの営業をさせてもらいたい。閉店の周知が難しく、お客様の混乱を防ぐという意味合いもある。8月も安全で快適な逗子海水浴場を目指していきたい。(海岸組合)
- ◆ 座長から検討会のメンバーに意見を述べるよう指示。
- 昨年同様に特段の問題が生じたという話はなく、概ね安全が確保されている。
- 一昨年に比べてかなり改善されたと思う。
- 住宅街までBGMは聞こえなかった。
- 鎌倉と比べて、地味な海水浴場になっている。
- 海岸組合がルールを守れなかったという点で営業時間の延長は懸念が残る。
- 営業時間については昨年のルールに戻してほしい。
- BGMについても守れないようであれば、禁止にすべき。
- 静かな海の家を利用したい者もあり、需要があることも理解してもらいたい。
- 一部のルールを守れていない海の家に対して厳しくしなければいけない反面、しっかりと守ろうとしている店もあることを評価した上で考えるべき。
- ルールを守れていない海の家は今後も守れないと思う。
- 海岸組合はルールを守らない海の家に対して来年出店させない等、断固とした態度で臨むべき。
- 条例は一昨年の治安の悪化をリセットするもので、本来は自由であるべき。
- 営業時間は20時まで延長を認めるにしても土日とお盆の期間のみで良い。
- 市がもっと海岸組合をサポートするべき。
- 警察に協力してもらわないと悪い人を取り締まれないと思う。
- もっと条例禁止について発信していくべき。
- 英語での周知が足りないと思われる。
- メディアをもっと絡んでもらうべき。
- 合同パトロールをもっと意味あるものとしてもらいたい。各セクションの団体が集まっているので、その役割に沿ったパトロールをすべきである。
- 海水浴場内に犬やボードを連れ込む者も多く、ルールの徹底がまだ足りていない。
- ◆ 座長から市長に方針を述べるよう指示。
- 6月26日から7月末まで海の家営業時間とBGMについて試行的実施を行って、BGMについては基本的に住宅街には音が及んでいないと判断している。音楽については8月も継続して認めて構わないと考えている。また、ルールを守ろうとしない利用客が増え

ているという指摘については、今後、条例の周知徹底を行っていく。組合の姿勢については評価したい。(市長)

- 営業時間については8月の平日は18時30分までとし、土日と10日～14日については、20時までとしたいと考える。全日20時とすれば、また緩和されたと誤解を与える可能性もあるため、この方向で進めたい。何か意見があるか。(市長)
- まだ日が長いため、遅くまでいた海水浴場利用者の利便性についても考えて、今一度20時までの営業を検討してもらいたい。シャワーを利用したいのにできなくなるなどの利用者にとって不便な状態になってしまう。(海岸組合)
- 終了時間を店内に掲示すれば済む問題ではないか。利用者へ事前の周知が足りないと考える。
- 8月は日が短くなってくると思われるため、ファミリービーチに適した時間として19時といった考え方もできるのではないか。
- ルールを守らない海の家に対して、営業時間を元に戻す、もしくは全ての日を条例通り18時30分とするなどペナルティを与えればいいのか。
- そういった形であれば、各海の家が納得でき、ルールを守ろうという意識付けにもなると思う。(海岸組合)
- ただ、そのペナルティを与える基準及び判断が難しいと考えられる。
- そのペナルティの起点をどこからとするかも悩ましい。また、19時に転換するといった方向も考えられる。(市長)
- 海岸組合が各海の家にそれを徹底させられるか。また、この段階で無理に全日20時として、ルールが守られないこととなれば、検討会で築いてきたものが崩れてしまう可能性がある。
- 守らせるために代表理事の店もともにペナルティを受けるとのつもりである。また、営業時間については来場者が7月時点でも混乱をしていたこともあり、全日20時とすることで分かりやすく利用してもらえるようになると思う。(海岸組合)
- 海岸組合の総会が本日あるとのことなので、総会で確実に守れるか各海の家にも確認を取った上で判断してもいいのではないか。
- 先ほど提案した8月の平日は18時30分までとし、土日と10日～14日については、20時までという方向を原則として、本日の海岸組合の総会により、海岸組合が体制を整え、その体制を市が認めた場合、全日20時までの営業を認めるが、体制を守れていない海の家には、判明した日から1週間を土日関わらず、18時30分までの営業とするといった形で進めようと考えているので意見を聞きたい。(市長)
- 海岸組合が危機感を覚えているように感じられず、不安である。
- 条例を変えるというわけではないと捉えてよいか。
- 条例の本則を変えるつもりはない。(市長)
- この方向でダメであれば、また来年元に戻すということでもいいのではないか。逗子海

水浴場の治安がどうであるかが重要だと思われる。

- 全日 20 時とした場合の体制についてのチェックが難しいと考えている。事務局としてはどう考えているか。(市長)
- 現時点で海岸組合に対して違反の恐れがある事項については連絡をすることとしている。ルールでは、違反した場合は海岸組合と市が委託しているマナーアップ警備員とで確認して、判断することとなっている。(事務局)
- やはり、現時点での状況では平日は 18 時 30 分としてもらいたいと言わざるを得ない。チェック体制が整えられてないことには認められず、そのまま進められれば市民の意見がないがしろにされたと受け止められてしまう。
- 先ほどのとおり、8 月の平日は 18 時 30 分までとし、土日と 10 日～14 日については、20 時までという方向を原則として、本日の海岸組合の総会により、海岸組合が体制を整え、その体制を市が認めた場合、全日 20 時までの営業を認めるが、体制を守れていない海の家には、判明した日から 1 週間を土日関わらず、18 時 30 分までの営業とするといった形とする。(市長)
- もし、後者となった場合は体制のチェックの状況について、情報を公開してもらいたい。
- ◆ 海岸組合の総会で市長が決定した 8 月の海の家営業時間における海岸組合の体制の可否について検討してもらうこととなった。

(2) その他

- ◆ 座長から事務局に連絡事項を伝えるよう指示した。
- 8 月の営業時間については海岸組合からの報告を受けて、市長が決定した内容を 8 月の合同パトロールの日程と合わせて、検討会メンバーに連絡する。(事務局)
- ◆ 次回の検討会について、9 月下旬もしくは 10 月上旬に開催することとなった。

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		相澤 京子	欠席
			深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 譲	
	逗子市中央商店街連合会	会長	江原 浩	
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿自治会	会長	石井 康生	
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	
	逗子6丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	組合員代表	角倉 信也	
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	森本 博和	
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	高松 良二	
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	大山 晃	
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	欠席

事務局

所 属	職 名	氏 名
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	今井 敏之助
経済観光課	主事	山口 翔太郎